

特定技能所属機関による届出 提出資料一覧表（随時）

Ⅰ号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出書（随時報告）※赤字は提出必須になります。				
Ⅰ号特定技能外国人支援計画に基づく支援について実施困難となる事由が生じた場合には、当該認知の日からⅠ４日以内に届出書を提出してください。				
必要な書類	書式	備考	提出確認欄	
Ⅰ号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出書	参考様式第3-7号	支援の実施困難として想定される内容は次のとおりです。 ・Ⅰ号特定技能外国人支援計画に記載された支援について実施することができなかった場合 ※ 本人の申出により支援を実施しなかった場合は届出の対象外となりますが、当該申出があったことについては、記録として保管しておく必要があります。	有	無
相談記録書	参考様式第5-4号	相談・苦情対応が発生した場合、当該書式に記載して提出してください。 なお、全ての相談・苦情案件について、「対応結果」欄まで記載されていることが必要です。	有	無
定期面談報告書 （特定技能外国人用・監督者用）	参考様式第5-5号 参考様式第5-6号	定期面談を端緒として特異事案が発生した場合に提出してください。 また、支援対象の特定技能外国人に関し、行方不明の発生又は死亡を知った場合には、面談結果の問題の有無にかかわらず、対象者の直近の定期面談報告書（参考様式第5-5号、第5-6号）の写しを資料として添付してください。	有	無
転職支援実施報告書	参考様式第5-12号	「非自発的離職時の転職支援」を実施した場合、当該書式に記載して提出してください。	有	無
支援未実施に係る理由書	参考様式第5-13号	Ⅰ号特定技能外国人支援計画書において実施予定であった支援について、未実施となった場合、当該書式に理由等を記載して提出してください。	有	無
基準不適合等に係る説明書 （特定技能所属機関作成用）	参考様式第5-18号	支援の実施を通じて、基準不適合となった事実を把握した場合に提出してください。	有	無
理由書	（任意様式）	届出期間内に届出ができなかった場合、その理由を記載した理由書を添付してください。 また、その他の届出事項について、特異な状況等を説明する必要がある場合にも、理由書を提出願います。	有	無

～これらの届出は全てインターネットから提出することができます！～
※インターネットで提出する場合、届出書の添付は不要（画面上で入力）ですが、それ以外の書類はデータを添付する必要があります。

インターネットにより届出を提出する際は、事前に利用者情報登録が必要です。
詳しくは出入国在留管理庁電子届出システムポータルサイト（https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/i-ens_index.html）をご覧ください。



詳しくはコチラ →

○提出先となる特定技能所属機関の住所（法人の場合は、登記上の本店所在地）を管轄する地方出入国在留管理局・支局は以下のとおりです。

地方局・支局名	担当部門	住所	届出を管轄する都道府県
札幌出入国在留管理局	審査第一部門	【持参による提出先】 〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 【郵送による提出先】 〒062-0931 札幌市豊平区平岸1条22丁目2-25	北海道
仙台出入国在留管理局	審査第二部門	〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第二法務合同庁舎	青森県、岩手県、宮城県、秋田県 山形県、福島県
東京出入国在留管理局	就労審査第三部門	〒108-8255 東京都港区港南5-5-30	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県 東京都、新潟県、山梨県、長野県
東京出入国在留管理局 横浜支局	就労・永住審査部門	〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7	神奈川県
名古屋出入国在留管理局	就労審査第二部門	〒455-8601 愛知県名古屋港区正保町5-18	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県 愛知県、三重県
大阪出入国在留管理局	就労審査第二部門	〒559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 一丁目29番53号	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県
大阪出入国在留管理局 神戸支局	審査部門	〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り29 神戸地方合同庁舎	兵庫県
広島出入国在留管理局	就労・永住審査部門	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎内	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
高松出入国在留管理局	審査第二部門	〒760-0011 香川県高松市浜ノ町7-2-9 高松出入国在留管理局浜ノ町分庁舎	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡出入国在留管理局	就労・永住審査部門	【持参による提出先】 〒810-0073 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 【郵送による提出先】 〒814-0005 福岡県福岡市早良区祖原14-15	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県 宮崎県、鹿児島県
福岡出入国在留管理局 那覇支局	審査部門	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	沖縄県

○届出の具体的な記載方法についてはホームページの記載例を御参照ください。

各種届出様式、記載例はコチラ→



○その他、特定技能に係る詳細については運用要領及び特定の分野に係る要領別冊等を御参照ください。

要領等はコチラ→



★届出を提出する前に以下をチェックしてください★

- ☐ チェック漏れや記載漏れはありませんか。
- ☐ 届出を行う機関及び担当者は登録支援機関及びその職員になっていますか。
- ☐ 署名すべき欄はきちんと署名されていますか。印字していませんか。
- ☐ 署名する人は間違っていないですか。
- ☐ 定期届出は四半期ごとの提出期限内、随時届出は事由が発生又は事由を認知してから14日以内の提出ですか。
※届出が遅延した場合は、その理由を記載した理由書を提出する必要があります。
- ☐ 提出すべき届出書は全てそろっていますか。
- ☐ 添付書類に記載漏れや誤りはありませんか。
- ☐ 提出先について、定期届出の場合は特定技能外国人所属機関の登記上の本店所在地、随時届出の場合は登録支援機関の登記上の本店所在地（個人事業主の場合はそれぞれ事業主の方の住民票上の住所）を管轄する地方局又は支局になっていますか。
※事業所（支店、工場、店舗等）単位で作成・提出するものではないため、御注意ください。